

ポジティブリスト制度の対応について



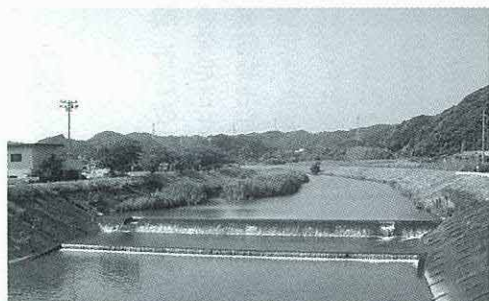
岡村 勝

問 今まで残留農薬基準数値が設定されていない、つまり使用が認められていない農薬に対し、一律に0.01PPMという数値が設定されています。この非常に厳しい基準値をオーバーすると、出荷停止は無論のこと、出荷してしまつた農産物の回収が求められてしまいます。のみならず風評被害を招き、産地のイメージダウンにつながつてしまう恐れさえあります。今まで以上に農薬の使用基準を守らなければならぬのは言うまでもなく、飛散による汚染も考慮に入れていかなければなりません。この制度を必要以上に怖いもの、やっかいなものとしてとらえると、耕作を放棄して農地の荒廃が一挙に進行してしまう恐れがあります。国土の保全、

食料の自給率の向上にとつてこのような事態を何としてでも避けなければなりません。JAなどの指導機関による指導、そして先進的な農家による地域での指導を束ねていくのが行政の責務だと思います。御前崎市の農業を守り、かつ振興を図っていくという執行部の力強い回答を期待します

ならず、その周辺で栽培されている食用農産物の収穫物についても、食品衛生法の基準を超過した農薬が残留することが無い様、農家、JA、県等と力を合わせて、円滑な農薬の飛散防止措置を図つてまいります。

答 市といたしましては農家の人たちが安心して農産物を生産していただける様、県等の関係機関とともに食の安全に対する不安の軽減、生産者の安全レベルの向上、農産物の信頼性の向上等、食の安全、安心の推進や農薬の危険防止対策として、農薬の適正使用及び飛散防止措置の誘導に努めてまいりました。今後農薬散布を行う場合は農薬が散布される圃場のみ



新野川改修事業について

1. 雨垂橋上流の固定堰を可動堰に
2. 基礎調査と水量実態調査の実施を



西島 昌和

新野川は固定堰を残した暫定河床高ゆえに、もともと排水能力には限界があります。新野川本線も一定の水位に達すると排水能力が低下し、堰の下流部は警戒水位に達しないのに堰より上流部の朝比奈川合流点から上流域一体が調整池となつて灌水し、暫定改修による現象が表れております。

問 地域開発や防災の観点から、又周辺地域の土地が効果のある農用地として存続するにも、新野川改修が必要であります。前回可動堰の設置に対して沿線の関係者との調整もあり、慎重に検討して早期全面改修を管理者である県へ働き掛けるこの事でしたが、その後どのように取り組まれたのか

答 全面改修については、莫大な事業費も予想され大変厳しいところですが、管理者である県に対して継続的に働き掛けてまいります。可動堰の設置については、新野川沿線の関係者との調整も慎重に協議を進めている所であり、県に対してなお一層の指導をいただき、今後とも検討していく考えです。

問 改修事業を推進するためには、市の事業として基礎調査と水量実態調査を実施する事が必要であります。前回は調査についての可能性を検討するとの事でしたが、どのように対応されたのか

答 調査については、ご指摘のように今回新野川新橋、東泉寺橋、苗代橋の橋脚、又は法張コンクリートに水位表示計を設置し、洪水時の水位調査を実施できるよう、現在県と協議しております。さらに支流河川等についても調査実施できるよう強く要望してまいります。新野川の安全性を確保するには、流下能力を高める事が極めて重要であり、今後も県に対し強力にお願いしてまいります。